

< 1 障害者手当とは？ >

社会参加の支援として障害手帳の等級に基づき手当を支払う、本市の独自手当。

< 2 見直しする内容 >

支給要件を以下のとおり見直します。

【支給要件】 ※以下のいずれにも該当する方に支給。

< 改正案 >

- ①本市住民票がある
- ②施設に入所していない
(現行に加え老人保健施設等を追加)
- ③障害者手帳を64歳までに所持

< 現行 >

- ①本市住民票がある
- ②施設に入所していない
(障害者支援施設、救護施設、児童養護施設、養護老人ホーム等)
- ③障害者手帳を所持



65歳は、老齢年金が開始する年齢であり、それ以降の手帳の取得であれば、一定の生活基盤があると考えられる。

※長久手市中期財政計画に基づき、全庁的に進めている事業見直し等取組の一環で検討。

< 3 見直しのスケジュール案 >

長久手市障害者手当支給条例の改正が必要となる。

- ① 令和2年7月：本会議にて説明
- ② 令和3年3月：本会議にて協議
- ③ 令和3年度中に、議会への議案上程・審議
→ 可決後、改正条例の公布
- ④ 市民への周知
- ⑤ 令和4年4月1日施行（予定）